

【公営住宅・特定公共賃貸住宅における「月額の算定所得」の計算方法】

- (1) 給与・年金所得、事業所得等を含む所得税法に準じた「所得金額」が基礎となります。
- (2) 月の収入金額ではなく、年収ベースで各種控除額(扶養控除など)を差し引いた金額を12ヶ月で割った金額が「月額の算定所得」となります。

(3) 所得金額から差し引く各種控除額

① 給与、年金所得控除 100,000円

② 扶養控除(同居親族) 1人につき 380,000円

※所得税法と違い所得要件はありません。(同居者全員に適用)

老人扶養親族 70歳以上は 100,000円加算され 480,000円

特定扶養親族 16歳以上 23歳未満は 250,000円加算され 630,000円

③ 障がい者控除(所得税法と同じ) 270,000円

障がい者手帳3級まで、療育手帳B、精神2級など。

④ 特別障がい者控除(所得税法と同じ) 400,000円

障がい者手帳2級以上、療育手帳A、精神1級など。

※介護認定による証明書により上記と同程度と認められる場合も該当になります。

⑤ 寡婦控除(所得税法と同じ) 270,000円

夫と死別後再婚されていない方、離婚の場合でも扶養親族がいる方。

⑥ ひとり親控除(所得税法と同じ) 350,000円

現に婚姻関係がなく一緒に暮らす子どもがいる方。

(4) 入居申込み基準

上記の計算の結果、「月額の算定所得」が158,000円を超える方は公営住宅の申込みができません。(裁量世帯の場合は 214,000円に緩和されます。)

※裁量世帯とは

障がい者手帳4級以上、精神障がい者、療育手帳を交付されている方がいる世帯

世帯主が60歳以上で同居者全員が60歳以上または18歳未満

未就学の子どもがいる世帯

戦傷病者手帳や原子爆弾被爆者認定を受けている方 など

逆に、特定公共賃貸住宅(みなし特公賃含む)の場合は、158,000円を超える方が申込み可能です。

(例①)

単身 給与収入 3,000,000円の場合

[基礎所得金額]

給与所得控除後の所得金額(所得税法の所得金額) 2,020,000円

[控除額]

給与・年金所得控除額 100,000円

[月額の算定所得] $2,020,000円 - 100,000円 \div 12ヶ月 = 160,000円$

× 158,000円を超えるため、公営住宅の申込みができません。

※単身の方の場合は、逆算すると公営住宅への申込みが可能な年収は 2,967,999円まで、となります。

(例②)

世帯主 給与収入 4,000,000円

妻 パート収入 1,000,000円

子ども 中学生1人、小学生1人

[基礎所得金額]

給与所得控除後の所得金額(所得税法の所得金額)

世帯主 2,760,000円

妻 450,000円

世帯合計所得金額 3,210,000円

[控除額]

給与・年金所得控除額 $100,000円 \times 2人(世帯主、妻) = 200,000円$

扶養控除額 $380,000円 \times 3人(妻、子ども2人) = 1,140,000円$

控除額合計 1,340,000円

[月額の算定所得] $3,210,000円 - 1,340,000円 \div 12ヶ月 = 155,833円$

◎ 158,000円以下のため、公営住宅への申込みが可能です。

(例③) ※裁量世帯に該当する場合

世帯主 給与収入 3,500,000円

妻 給与収入 2,500,000円

子ども 小学生1人(障がい者手帳5級あり)、未就学1人

[基礎所得金額]

給与所得控除後の所得金額(所得税法の所得金額)

世帯主 2,370,000円

妻 1,670,000円

世帯合計所得金額 4,040,000円

[控除額]

給与・年金所得控除額 $100,000\text{円} \times 2\text{人(世帯主、妻)} = 200,000\text{円}$

扶養控除額 $380,000\text{円} \times 3\text{人(妻、子ども2人)} = 1,140,000\text{円}$

障がい者控除額 270,000円

控除額合計 1,610,000円

[月額算定所得] $4,040,000\text{円} - 1,610,000\text{円} \div 12\text{ヶ月} = \underline{202,500\text{円}}$

◎ 214,000円以下のため、公営住宅への申込みが可能です。

このように、月収や月の手取り額ではなく、年間の総所得金額から個々の実情による控除額を差し引いた額が「月額算定所得」となります。

ある程度所得がある方でも申し込みが可能な場合もありますので、お気軽に担当までお問い合わせください。

【担当】 遠別町役場 建設課 管理係 電話 01632-7-2115(建設課直通)